

くらしネットワーク

人のうごき 5月16日～6月15日に確認できた方
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生
 父 町内会
 母 11区
 父 聖也 沙彩 南町1丁目
 母 翔太 絵美 東町3丁目
 父 稀愛 祐希
 母 瑠流

ご結婚
 新郎 新婦 町内会
 村中 豪 竹山 奈那 西町2丁目
 鳥本 守人 早川 弥生 新栄

おくやみ
 亡き人 歳 届出人 町内会
 洞 ミツ子 86歳 洞 定志 第26
 小椋山 正夫 93歳 小椋山 ナツエ 34区
 本多 ナツノ 93歳 本多 敏雄 17区
 菅沼 ヨシ江 74歳 菅沼 義信 第22

人口・世帯数 5月末日現在
 人口 / 8,342人 (前月比+ 11人)
 男 / 3,876人 (前月比+ 9人)
 女 / 4,466人 (前月比+ 2人)
 世帯数 / 3,897戸 (前月比+ 7戸)
 出生 / 5人
 死亡 / 7人
 転入 / 33人
 転出 / 20人
 その他 / 0人

夜間収納相談日
 7月23日(月)
 後5時15分～後8時

税務課4番窓口(役場1階)
無料法律相談
 7月26日(木)
 後1時～後5時

第三小会議室(役場3階、完全予約)
 予約・お問い合わせは17日(火)まで
 (役場企画総務課総務室)

税務課から

課税の内容は課税室☎内線123、124、納付のご相談は収納室☎内線121、122

町税の納税通知書を送りました

平成30年度の町税(町・道民税、固定資産税、軽自動車税)の納税通知書は7月2日に送付しました。

納付期	納付日	納付内容
第1期	7月31日(火)	町・道民税、固定資産税、軽自動車税
第2期	10月1日(月)	町・道民税、固定資産税
第3期	11月30日(金)	〃
第4期	来年1月31日(木)	〃

納税通知書の内容を確認し納期限内の納付をお願いします。

町・道民税

1月1日現在で居住している市町村に納める税金です。前年の所得をもとに税額を算出しています。

東川町は65歳以上の公的年金受給者で町・道民税の納付義務がある方に対する公的年金からの特別徴収(天引き)は実施していません。

固定資産税

1月1日現在で土地、家屋、償却資産を所有している方が所在市町村に納める税金です。固定資産の価格(評価額)をもとに税額を算定しています。

軽自動車税

4月1日現在で軽自動車(原動機付き自転車、2輪、小型特殊等を含む)を所有している方が納める税金です。

税率は別表1、2をご覧ください。

グリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車は重課税率の適用となりません。

障がい者のために使用する車両で一定の要件を満たすものは減免措置があります(生計を同一にする方が所有する車両も適用対象)。減免を受ける場合は7月24日(火)までに申請が必要です。

口座振替をご利用ください

税の納付には口座振替を利用できます。納期限の日に自動的に口座から引き落としされるため、納付の手間が省け、納め忘れも防止できます。

手続き 納付書、通帳、お届け印を持参のうえ、納期限の20日前(ゆうちょ銀行は30日前)までに税務課窓口または金融機関で

車種区分	税額	
原動機付き自転車	50cc以下	2,000
	51～90cc	2,000
	91～125cc	2,400
	ミニカー	3,700
軽2輪(126～250cc)、被けん引車	3,600	
2輪小型(251cc以上)	6,000	
雪上車	3,000	
小型特殊自動車	農耕用	2,000
	作業用	5,900

車種区分	乗用	最初の新規検査を受けた年月		最初の新規検査から13年を経過(重課税率)
		27年3月31日以前(旧税率)	27年4月1日以後(新税率)	
3輪車	営業用	3,100	3,900	4,600
	自家用	5,500	6,900	8,200
4輪車	営業用	3,000	3,800	4,500
	自家用	4,000	5,000	6,000

納期限までに納付が困難な場合は、7月24日(火)までに必ず相談をしてください。納税猶予、分割納付、事情によっては減免になる場合もあります。

夜間納税相談

納期月(7月、9月、11月、翌年1月)のほか5月、12月、翌年3月に納税相談、税金と各種料金を納めることが出来るように窓口を設けています(開庁日の終業後午後8時まで)。日にちは広報誌でご確認ください。

延滞金が発生します

納期限後に税(料)金を納付すると納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金が発生します。納期限内に納付しましょう。

定住促進課から

各種届け出は住民室☎内線112

国民年金には保険料免除納付猶予制度もあります

国の公的年金、国民年金制度では、65歳からの老齢基礎年金や障害基礎年金(病气やけがをして1級または2級の障害の状態になったときに給付)、遺族基礎年金(生計を維持している配偶者と子に給付)などを受給するため、20歳以上60歳未満の方は、毎月の年

金保険料を納める必要があります。しかし所得が少ないなど保険料を納めることが困難な場合、年金保険料の免除または納付猶予制度を活用することができます。

国民年金の毎月保険料を納める義務のある方は、第1号被保険者です

日本国内に住んでいる自営業者、農・漁業者、学生、無職の方、それぞれその配偶者(厚生年金保険や各種共済組合に未加入で第3号被保険者でない方)。

まうと、65歳以降に支給となる老齢基礎年金を受け取れないばかりでなく、事故や病気で重大な障害や死亡という不慮の事態になっても障害基礎年金、遺族基礎年金の対象にならない恐れがあります。

そのような事態を避けるため、年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、本人の申請によって、承認後から保険料の納付を免除または納付猶予することができます。

ただし保険料免除、納付猶予だった期間は、国民年金の受給資格期間には算入されませんが、実際に保険料を納めていなかったため、将来の受け取り年金額には反映されません(満額の年金額に比べて減額になります)。

保険料免除制度

所得が少なく本人、世帯主、配

偶者の前年所得が一定以下の場合、または失業した場合などに応じて、保険料免除となることが出来ます。免除額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4通りあります。

保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請によって承認後保険料の納付が猶予されます。

障害基礎年金、遺族基礎年金

障害の場合は①「初診日」、死亡の場合は「死亡日の前々月」までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間が3分の2未満の場合②「初診日」、または「死亡日の前々月」までの前1年間に保険料の未納がある場合は障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されません。老齢基礎年金を、将来受けられない場合もあります。

お問い合わせは旭川年金事務所 ☎27-1611

東川町美しい風景づくり賞の推薦募集

「東川町美しい風景づくり賞」の本年度選考、審査に当たって、まちの景観づくりに一役かっているというお宅を募集しています(自薦、他薦不問)。対象は町内全域の住宅、店舗等(敷地内の花壇、建物設計、木彫看板など)です。審査委員が現地

調査を行って審査します。受賞者には表彰状、1万円相当の賞品及び受賞記念プレートを贈呈します。住民室、小林までご連絡ください。

企画総務課から

お問い合わせは総務室☎内線222

上川管内町村等職員採用試験

平成31年度町職員(一般行政職、土木職、保育士、看護師)の採用試験を行います。応募希望の方は内容を確認のうえ企画総務課にお申し込みください。

募集職種・区分 ①一般行政職 ②若干名(高校卒、大学卒) ③土木職 ④同(社会人) ⑤保育士 ⑥同(高校生、大学卒) ⑦看護師 ⑧同(高校生、大学卒) ⑨看護師 ⑩同(社会人)

受験資格 ①一般行政職(ア)高校卒 ②1996(平成8)年4月2日から2001(同13)年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度の学力を有する方、専門学校及び短大を2015(同27)年から今年3月に卒業した方、または来年3月に卒業見込みの方(イ)大学卒 ③2015(同27)年から今年までに卒業した方または来年3月に卒業見込みの方(ウ)土木職 ④2級以上の土木施工管理技士の有

資格者(ア)社会人 ⑤来年4月1日現在の年齢が満40歳以下で、今年9月16日現在、資格に基づく業務経験が最低3年以上ある方 (ア)高校卒 ⑥1996(同8)年4月2日から2001(同13)年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業程度の学力を有する方、2015(同27)年から今年までに卒業した方、または来年3月に卒業見込みの方(イ)大学卒 ⑦2015(同27)年から今年までに卒業した方、または来年3月に卒業見込みの方(ウ)看護師(看護師の有資格者) (ア)社会人 ⑧来年4月1日現在の年齢が満40歳以下で、今年9月16日現在、資格に基づく業務経験が最低3年以上ある方。 受付期間 7月2日(月)から8月3日(金)まで。郵送による場合は8月3日(金)までの消印があるものに限り有効。 試験日 9月16日(日) 試験会場 北海道旭川工業高等学校(旭川市緑が丘東4条1丁目1-1) 申込書 上川町村会事務局(〒079-8610、旭川市永山6条19丁目、上川合同庁舎内)、